

神奈川県特別高圧受電者支援金の交付申請要領 (商業施設・オフィスビル等)

支援対象期間:令和7年7月~9月分(IV期)

申請受付期間:令和7年10月14日(火)~令和8年1月13日(火)

注意事項

支援金の交付後、要件を満たさない事実が発覚した場合は、期限を定めて、交付した支援金全額の返還を求めます。返還の際は、支援した金額と、受領の日から納付の日までの日数に応じ当該支援金の額に年10.95パーセントの割合で算定した加算金との合計額を支払う義務を負い、知事は、当該申請者に対し、これらの金員を請求する旨の通知を行います。

【神奈川県特別高圧受電者支援金のご案内】

詳しい情報は、神奈川県ホームページ (https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/tokubets ukoatsu2023.html) からご確認ください。



【お問い合わせ】

神奈川県特別高圧受電者支援金事務局

2 050-3354-6496

[受付時間] 午前9時から午後5時(土曜日、日曜日・祝日を除く)

1. 3	支援金の概要	3ページ			
	1. 支援金の目的	3ページ			
	2. 特別高圧電力とは	3ページ			
	3. 対象者要件	3~5ページ			
	4. 支援金の算定	6ページ			
	5. 支援対象期間	6ページ			
2.	申請手続	7ページ			
	1. 申請受付期間	7ページ			
	2. 申請方法	7ページ			
3.	3. 提出書類				
	1. 提出書類	8ページ			
	2. 記入例(神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金交付申請書兼 実績報告書、宣誓·同意書)	9~11ページ			
	3. 記入例(役員等氏名一覧表)	12ページ			
	4. 振込先口座の通帳等の写し	13ページ			
	5. (個人事業主の場合)本人確認書類の写し	13ページ			
4.	支援金を受け取ったら	14ページ			
	1. 書類の整備	14ページ			
	2. アンケート協力	14ページ			
5.	Q&A	14ページ			
6.	お問い合わせ先	14ページ			

1. 支援金の目的

国の支援の対象外となっている特別高圧で受電する県内中小企業のうち、電気代高騰の影響を強く受けている県内の商業施設やオフィスビルに入居する中小事業者に対し、電気代の一部を支援することで、事業者の負担を軽減し、事業者を支援することを目的とします。

2. 特別高圧電力とは

電力契約は、電力会社から電力の供給を受ける際の電圧により、低圧・高圧・特別高圧に分かれます。 本支援金の対象となるのは、契約電力が2,000kW以上、かつ供給電圧が20,000V(20kV)以上である「特別高圧」のみです。

(参考)電圧の種別

		契約電力	供給電圧
低	圧	~50kW	~200V
高	圧	50kW~	6,000V~
特別	高圧	2,000kW~	20,000V~

3. 対象者要件

対象者は、(1)~(6)の全てを満たす「特別高圧電力を受電する県内の商業施設やオフィスビルにテナントとして入居する中小企業者等(※1)」です。

- (1)みなし大企業等(※2) 及び特別の法律により設立された法人(医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、商工会・商工会議所等)を除く。
- (2)特別高圧により受電する神奈川県内の商業施設やオフィスビルに令和7年7月から9月までの間、 継続してテナントとして入居し、当該電力を使用して、その費用を負担している事業所であること。
- (3)販売員等を配置し有人であること。
- (4)神奈川県が行う、本支援金と同期間及び同一事業所に対する電気料金の補助を受給しておらず、今後も重複して申請する意思のない事業所であること。
- (5)国及び他の地方公共団体が行う、本支援金と同期間及び同一事業所に対する電気料金の補助を受給しておらず、今後も重複して申請する意思のない事業所であること。
- (6)神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、下記のいずれにも該当しないこと。 ア.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員 イ.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団 ウ.法人にあっては、代表者又は役員のうちにアに規定する暴力団員に該当する者があるもの エ.法人格を持たない団体にあっては、代表者がアに規定する暴力団員に該当するもの

※1 中小企業の定義

中小企業支援法第2条第1項(抜粋)

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会 社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第二号の三までに掲げる業種及 び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社 及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)第三条第一項に規定する中小 企業団体
- 五 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が第一号から第三号までの各号のいずれかに該当する者であるもの(前号に掲げるものを除く。)

坐 孫	中小企業等(下記のいずれかを満たしていること)								
業種 	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数							
①製造業、建設業、運輸業、次の②~④を除くその他業種	3億円以下	300人以下							
②卸売業	1億円以下	100人以下							
③サービス業	5,000万円以下	100人以下							
④小売業	5,000万円以下	50人以下							

※2 みなし大企業の定義

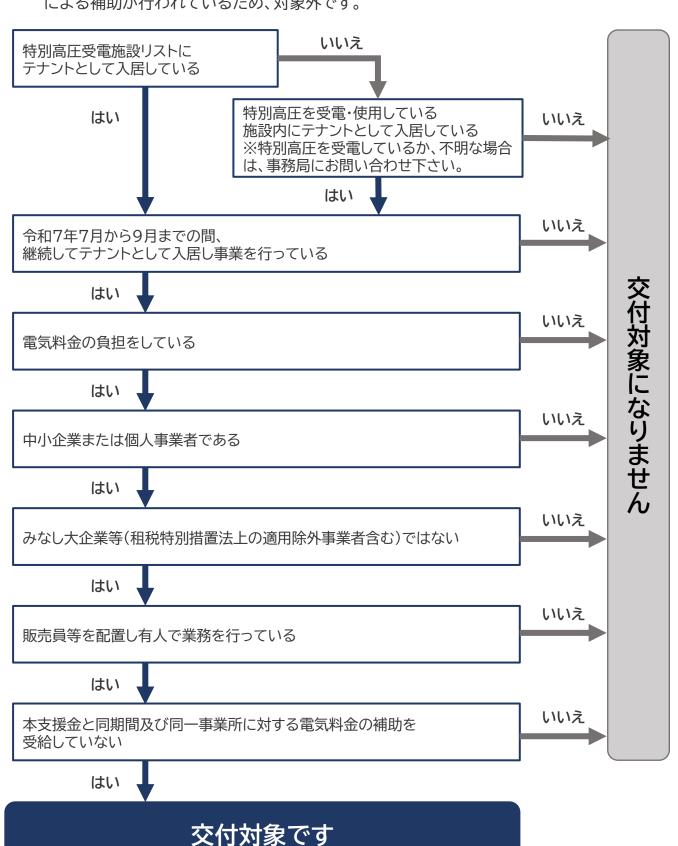
本支援金における、みなし大企業等とは、次のいずれかに該当するものとします。

- ア 発行済株式の総数又は出資金額等の総額の2分の1以上を同一の大企業が直接又は間接に所有している中小企業等
- イ 発行済株式の総数又は出資金額等の総額の3分の2以上を直接又は間接に大企業が所有している 中小企業等
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等
- 工 支援金交付申請時において、確定している直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の 平均額が15億円を超える中小企業等(*)
 - *設立の日の翌日以後3年を経過していない場合は、みなし大企業等に該当しないものとする。 ただし、次の場合を除く。
 - ① 特定合併等に係る合併法人等に該当すること。
 - ② 過去3事業年度のいずれかの時において公益法人等又は内国法人である人格のない社団 等に該当していたこと。
 - ③ 外国法人であること。
 - ④ 過去3事業年度のいずれかの時において連結法人に該当していたこと。

神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金 対象事業所(テナント)判定フローチャート

注 このフローチャートは、支援金の対象事業所であるかどうかを判定するものであり、支援金を受 け取れるかを判定するものではありません。

※低圧や高圧受電者に対しては、既に国(経済産業省・資源エネルギー庁) による補助が行われているため、対象外です。



4. 支援金の算定

- 1事業所につき、5万円 (対象期間:令和7年7月から9月使用分)
- ※申請者が県内に複数事業所を有している場合は、まとめて申請してください。
- ※申請者が同一の商業施設・オフィスビル等内に複数テナントを有している場合は、
 - 一事業所として申請してください。

5. 支援対象期間

令和7年7月から9月分

※令和7年7月から9月までの間、特別高圧により受電する施設に賃貸借契約又はそれに準ずる契約等により入居して、当該電力を事業のために使用し、その費用を負担していること。

2. 申請手続

1. 申請受付期間

令和7年10月14日(火)~令和8年1月13日(火)

2. 申請方法

「神奈川県特別高圧受電者支援金事業特設サイト」内の申請フォームから申請してください。

- ※ 特設サイトは、令和7年9月22日(月) に開設します。
- ※ 申請フォームは、令和7年10月14日(火)以降に入力できます。また、申請様式は、令和7年10月14日(火) 以降に特設サイト内からダウンロードができます。

【申請の流れ】 (5) (1)② 電子申請の場合 3 申 審査 支援金交付要件の確認 交付決定通知 ら申請 ス、特設サイ-プ添申 請 白符請 オ 完 |書情ド類報 7 のの か ② 郵送申請の場合 記入・郵送申請書類 郵送申請 送 Ë

※操作方法は、特設サイトに掲載する「電子申請マニュアル」を 参照ください。(令和7年9月22日(月)掲載予定)

- ① 支援金の交付要件を確認してください 。
- ②·電子申請

特設サイトから電子申請システムヘアクセスしてください。 申請フォームに沿って内容を入力し、必要書類のアップロードを行ってください。 申請が完了すると、登録したアドレスにメールが届きます。

·郵送申請

特設サイトから様式ダウンロード・印刷しご記入の上、郵送で提出してください。

- ③ 申請書類に不備や不明点がある場合、個別にお問い合わせをさせていただくことがございます。
- ④ 審査が完了すると、登録したアドレスにメールが届きます。その後、電子申請システムから 交付決定通知をご確認ください。
- ⑤ 審査結果の通知後、指定口座へ支援金を振り込みます。

できるだけ速やかに交付手続を進めるため、電子申請を推奨しています。電子申請が難しい場合は、下記までご相談ください。

お問い合わせ先: 神奈川県特別高圧受電者支援金事務局

電 話 番 号:050-3354-6496

受 付 時 間 :令和7年6月17日(火)~令和8年3月19日(木) 午前9時から午後5時まで

(土曜日、日曜日・祝日を除く)

1. 提出書類

次の書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。 なお、提出書類は返却しませんので、控えが必要な場合は提出前に必ずコピーを保管してくだ さい。 I・II・III期で申請された方は、2~7の書類について内容に変更がない場合、提出を省 略できます。

提出書類

1 神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金交付申請書兼実績報告書、宣誓·同意書(第1号様式)

- 電子申請の場合は申請フォームへ直接入力してください。
- 郵送申請の場合は様式をダウンロード・印刷しご記入の上、提出してください。
- 郵送申請の場合、宣誓・同意書を忘れずに提出してください。
- 記入例は9~11ページを参照ください。

2 役員等氏名一覧表(第2号様式)

- 以下のサイトから様式をダウンロードしてください。 (https://tokubetsukouatsu-tenant.pref.kanagawa.jp/)
- 電子申請の場合は申請フォームに直接入力してください。
- 記入例は12ページを参照ください。
- (法人の場合)申請日時点の役員の方全員について記載してください。
- (個人事業者の場合)申請日時点の代表者の方について記載してください。
- 様式最下段の事業者、代表者の方の職・氏名も必ず記載してください。

3 振込先口座の通帳等の写し

- 次の項目が確認できる書類を提出してください。「金融機関名」「支店名」「預金種別(普通・当座)」「口座番号」「口座名義人(フリガナ)」
- 法人の場合は、法人名義の振込口座、個人事業者等の場合は、代表者本人名義の振込口座の通帳等の 写しをご提出ください。(申請する法人及び代表者本人名義以外の口座振込はできません。)
- 預金通帳の場合は、表紙を1ページめくった中表紙の見開きページの写し、インターネットバンキングの場合は、上記の情報がわかるサイトの画面の写しを提出してください。
- 万が一、申請後に振込先口座に変更があった場合は、必ず申し出てください。

4 (法人の場合)履歴事項全部証明書の写し

• 履歴事項全部証明書は、提出時から3か月以内に発行されたものをご提出ください。

5 (個人事業主の場合)本人確認書類の写し

• 本人確認書類の写しは、「氏名」「住所」「生年月日」が確認できる運転免許証・マイナンバーカード(表面)・ 在留カードのいずれか1点をご提出ください。いずれもない場合は、健康保険証やパスポートの写しに加 え、氏名・住所が明記された公共料金の領収書の写しをご提出ください。

6 雇用人数を確認できる書類(必要な場合のみ)

(資本金又は出資の総額が中小企業支援法第2条第1項に規定する額を超える事業者)

- 資本金又は出資の総額が中小企業支援法第2条第1項に規定する額を超える場合は、中小企業かどうかの確認のため、雇用人数を確認できる書類が必要です。
- 労働保険概算・確定保険料申告書の写し、賃金台帳の写しなど、雇用人数を確認できる書類をご提出ください。

(資本金又は出資の総額が中小企業支援法第2条第1項に規定する額以下の事業者は不要です。)

7 商業施設やオフィスビルへの入居が確認できる賃貸借契約書等の書類の写し

- 令和7年7月から9月まで、特別高圧により受電する商業施設やオフィスビルへの入居が確認できる賃貸借契約書等をご提出ください。
- 申請者が県内に複数事業所を有している場合は、全ての事業所分をご提出ください。

8 電気料金の負担が確認できる請求書等の書類の写し

- ・ 令和7年7月から9月までの各月において電気料金の負担が確認できる書類等の写しをご提出ください。
- 申請者が県内に複数事業所を有している場合は、全ての事業所分をご提出ください。

提出書類 3.

2. 記入例(神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金交付申請書兼実績報告書、宣誓·同意書)

第1号様式(第5条関係)

神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金(テナント) 交付申請書 兼実績報告書、宣誓・同意書

令和7年10月14日

神奈川県知事 殿

別紙1記載の宣誓・同意書事項に相違ないことを確認し、これに誓約のうえ中小製造業等特別高圧受電者支援 金を次のとおり申請及び報告します。

	本店所在地	[∓] 231-85		県横	浜市中	7区日	本:	大通	り 1	-									
	フリガナ	カブシキ	ガイシャ	カナ	ガワケン	チョウ													
	法人名	株式	会社:	神奈	川県庁	:													
法人の方	代表者役職	代表	取締	役															
	フリガナ	カナ	ガワ			タロウ													
	代表者名	神	奈川			太郎													
	法人番号	(13桁で記	入)				1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4
	自宅住所	₸				<u>'</u>							•		•			•	
個人事業者の	フリガナ																		
方	氏 名																		
	生年月日	西暦			年			月			日								
tus ste de de	An THIS An					フリ	ガナ			カンナ	-イ			ジロウ	7				
担当者名	役職名	総		迅	名			関層	þ			次郎	3						
連絡先	E-mail				abcd	efg		@	pr	ef.k	ana	gaw	/a.lg	g.jp					
/里市ロブし	固定電話	045	-XXX-	XXXX		携	帯電	話			09	0-X	XX->	(XX)	(
	従業員数		50		人	資本金	産・出	資金					30	000				万F	寸
基本情報	設立年月日	西 1990 年	. 4	月	1 目	決 ※法	算月 人の 合		3	月	(E		種 製準産 大分类	業	食	次食力	<i>†</i> –	ビス	業

【要件内容】

要

0

要 除く中小企業等 件 (該当する項目す 特別高圧を受電す

る施設に入居して

件 いるか ② (該当する項目を

|みなし大企業等を | ✓ 中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業者、又は、常時使用する従業員の数が中小企 業支援法第2条第1項に定める従業員の数(主たる事業の属する業種による)以下の法人(国 及び法人税法別表第1に規定する公共法人を除く)である。

☑ 特別高圧により受電する神奈川県内の商業施設やオフィスビル等に入居して、当該電力

☑ みなし大企業等※1に該当しない

選択して下さい) ₩ 1

- 「みなし大企業等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - 発行済株式の総数又は出資金額等の総額の2分の1以上を同一の大企業が直接又は間接に所有している中小企業等 発行済株式の総数又は出資金額等の総額の3分の2以上を直接又は間接に大企業が所有している中小企業等

を事業のために使用し、その費用を負担している事業所である

- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等
- エ 支援金申請時において、確定している直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える 中小企業等

【支援振込先口座情報】

	- 113 TK2															
				(銀行	店名		種別		口座番号 (右詰め)						
金融機関※2	県庁		本店 支店	黄通	当座・	()	1	2 3	4	5	6	7				
	金融機関コード	1	2	3	4	店番号		1	2	3						
口座名義人 (カナ)※3	カ) カナカ゛ワケンチョウ	1														

- 口座は、法人の場合は「申請者の情報」に記載した法人名義の口座、個人事業者の場合は 申請者本人名義のものを指定してください。
- ※3 通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載されたものを記入して下さい。
- (注) ゆうちょ銀行の場合、通帳等に記載の記号・番号は支店コード・口座番号とは異なります。 ゆうちょ銀行のホームページ又はお近くのゆうちょ銀行でご確認ください。

2. 記入例(神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金交付申請書兼実績報告書、宣誓・同意書)

※ご確認のうえ、本紙も必ずご提出ください。

別紙1

神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金に係る宣誓・同意書

神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金交付要綱(以下「本要綱」という。)の規定に基づき、交付の申請を行うすべての対象月分の神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金(以下「支援金」という。)について、次のいずれにも宣誓又は同意します。

- 1 本要綱に定める支援金に係る交付要件を満たしており、申請書に記載した内容及びその他の関係書類に虚偽はありません。申請書に記載した内容及びその他の関係書類に虚偽が判明した場合又は同意した事項に違反した場合は、支援金の交付を受けていない場合は支援金の交付を受けることを辞退し、既に支援金の交付を受けていた場合は本要綱第9条の規定に従い速やかに神奈川県に返還等を行います。
- 2 支援金の交付の申請に当たり、神奈川県が本要綱第6条第1項に規定する審査を行う うえで必要な対応を行ったにもかかわらず、申請者が当該申請について交付要件を満た すことを確認するに足りる対応を行わなかったことを理由として、当該申請が不交付と なった場合には、本要綱第9条第1項第4号に従い、交付を受けた全部又は一部の支援 金について、返還を遅滞なく行う義務を負う場合があるほか、本要綱第6条第3項によ り、給付を受ける前の支援金は不交付となり、新たに支援金の交付の申請を行うことが できなくなる場合があることに同意します。
- 3 神奈川県が行う、本支援金と同期間及び同一事業所に対する電気料金の補助を受給しておらず、今後も重複して申請する意思はありません。
- 4 国及び神奈川県以外の地方公共団体が行う、本支援金と同期間及び同一事業所に対する電気料金の補助を受給しておらず、今後も重複して申請する意思はありません。
- 5 帳簿書類及び通帳並びに神奈川県が定める対象措置影響を証明する証拠書類を電磁的 記録等により5年間保存します。
 - ※ 帳簿書類とは、日付、取引先、取引内容、取引金額等が証拠書類とともに確認できる 売上台帳、請求書、領収書等を指す。
- 6 神奈川県の求めに応じて5で保存している情報を速やかに提出します。
- 7 代表者、役員、従業員、構成員等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法|という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員|という。)
 - (2) 法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの
- 8 暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報その他必要な情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。また、県から暴力団又は暴力団員でないことを確認するための追加書類の提出を求められた場合は、支援金の受領後であっても応じます。

2. 記入例(神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金交付申請書兼実績報告書、宣誓・同意書)

書	法人名又は屋号	株式会社神奈川県庁	法人番号	123456789123				
1事業所ごとに記載して下さい。								
番号	事業所の名称	事業所の所在地	入居する施設名称					
1	横浜店	横浜市中区〇〇町1	○○ショッピングパ	✓ 申請する □ 申請しない				
-				申請する				
2				申請しない				
3				申請する				
				申請しない				
4				申請する				
				申請しない				
5				申請する				
				申請しない				
6				申請する				
				申請しない				
7				申請する				
				申請しない				
8				申請する				
				申請しない				
9				申請する				
				申請する				
10				申請しない				
				申請する				
11				申請しない				
				申請する				
12				申請しない				
				申請する				
13				申請しない				
				申請する				
14				申請しない				
				申請する				
15				申請しない				
		申請する事業所数		1				
		申請額		50,000				

県への申請額 50,000

円

3. 記入例(役員等氏名一覧表)

(第2号様式)

役員等氏名一覧表

令和 7 年 10 月 14 日現在

役職名	名 氏名 氏名カナ				月日 数字は		性別	住 所				
代表取締役	神奈川太郎	カナガワタロウ	元号 S	33	10	1	男・女)	神奈川県横浜市中区〇〇町				
取締役	神奈川次郎	カナガワジロウ	S	34	11	2	男	神奈川県川崎市幸区〇〇町				
監査役	県庁花子	ケンチョウハナコ	S	35	12	3	女	神奈川県小田原市〇〇町				

※法人格のない任意団体又は個人事業者は代表のみ記入すること。

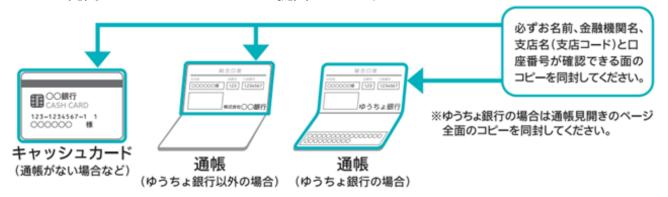
※法人格のある団体は監事も含めたすべての役員を記入すること。

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

事業者名	株式会社神奈川県庁	
代表者	役職名 代表取締役	
氏 名	神奈川 太郎	

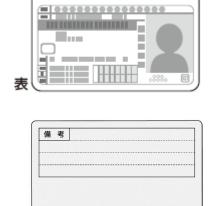
4. 振込先口座の通帳等の写し

「金融機関名」「支店名」「預金種別(普通・当座)」「口座番号」「口座名義人(フリガナ)」が確認できるよう見開きのページをコピーし、ご提出ください。



5. (個人事業主の場合)本人確認書類の写し

「氏名」「住所」「生年月日」が確認できる下記のいずれかをご提出ください。



運転免許証のコピー (両面)

年 月 日

〔特記欄:

裏



マイナンバーカードの コピー(表面のみ)



在留カードのコピー

4. 支援金を受け取ったら

1. 書類の整備

支援金を受給した事業者は、支援金に係る収入を明らかにした帳簿を備え、かつ、その証拠書類を整理保管しておく必要があります。

交付決定通知書を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存してください。 保存期間満了前に、法人が解散する場合は、その権利義務を承継する者に書類を引き継ぐようにしてください。(権利義務を承継する者がいない場合は、ご相談ください。)

2. アンケート協力

支援金の交付後、アンケートを実施予定です。アンケートへのご協力をお願いいたします。

5. Q&A

特設サイト内「よくある質問(商業施設・オフィスビル等向け)」を参照ください。 https://tokubetsukouatsu-tenant.pref.kanagawa.jp/

6. お問い合わせ先

神奈川県特別高圧受電者支援金事務局

2:050-3354-6496

受付時間:午前9時から午後5時まで (土曜日、日曜日・祝日を除く)